

第十回 参議院地方行政委員会會議録第四十七号

昭和二十六年六月一日(金曜日)午後三時三十七分開会

委員の異動

五月三十日委員中田吉雄君辞任につき、その補欠として片岡文重君を議長において指名した。  
五月三十一日委員片岡文重君辞任につき、その補欠として中田吉雄君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

- モーターボート競走法案並びに畜犬競走法案に関する件
- 警察法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

○小笠原三男君 これは只今から審査します警察法とは関係のない問題であります。私は地方行政委員会と同僚委員の御賛成を得たい一つの提案をしたいと思っておりますので、暫らく容赦願いたいと思っておりますが、それは今国会が始まって地方行政の問題について各種の調査も、又行政事務の再配分等についてもいろいろ研究を加えて他の委員会に提案されております。こうした問題に關連する法案については、それ／＼連合審査を申し入れる一一致した意見を以て地方行政委員会としては連合審査をやつて行くし、特に最近におきましては運輸委員会にかかりました道路運送法案乃至その施行法案等につきましても、地方行政委員会と

しては事務の配分の建前からいつて、具体的な結論を得て慎重に審査し、我々の要望を容れて欲しいという要望書を運輸委員会まで出したくらいであります。今他の委員会にかかつておりますモーターボート競走法案、それから畜犬競走法案につきましても、連合審査をした結果、我々超党派的に、非常に理由が薄弱であり、而もこの地方財政に寄与するという事は一通りの理窟、理由であつて、真の目的はそこにあるものではない、而も世上いろいろな批判のある賭博的な行為が伴うという競走法案に対しては慎重な取扱をしなければならぬという考えを持つのであります。この考えにつきましても、地方行政委員会のいわゆる地方財政、地方自治確立という立場からいって、一貫して変らない超党派的な考え方であつた我々は推察しておるものであります。聞くところによると、本日或いは採決まで持つて行くという、この關係する法案があるようでありまして、このことは参議院全体の立場からいいますと問題であるばかりでなく、我々地方行政委員会の立場から行きますと非常に重大であると考えるのであります。そこで是非前回の例に倣つて、地方行政委員会の立場としてはこの際こういう法案の成立についてはいろいろ問題の点もあるので慎重にその取扱をして欲しいと、我々としてはこういう賭博行為を伴う競走法案の通過には賛成しがたい、是非この地方行政委員会の意向を汲んで慎重な審査をして欲しいと、こういう要望

を運輸委員会並びに農林委員会にしたいというのが私の意見であります。前回以来、このことは何ら問題なくして皆さんの御同意を得ておつたように思ふのであります。特にそういうことについて、趣旨には賛成だがあえてそういうことを地方行政委員会としてやるまでもないという御意見もあるかと思ふのですが、(その通り)と呼ぶ者あり。この際そういう意見も割愛せられて一つ同調して頂くようお願いしたいし、又そういうこともいいじやないかという御意見があるならば、一つその問題からこの委員会として大いに討論をし、我々地方財政の問題を扱う側としては十分なる我々の考えというものをまとめて置く必要があると、こう思ふのであります。いずれにしましても他の責任ある委員会が決定するのでもありますから、その決定する場合に慎重に我々の意向も汲んで審査して欲しいという要望を、前例等に倣つてやりたいと、こういう動議を出しますので、皆さんの御賛成を願いたいと思ふのであります。

○委員長(岡本愛祐君) 只今小笠原君からモーターボート競走法案並びに畜犬競走法案につきましても、地方行政委員会としては、かかる賭博行為の伴う法案には賛成しがたい、それは両委員会に地方行政委員会等から委員会に臨んで言つた通りである。だから慎重に我々の意向を汲んで審査して欲しいという、こういう強硬な申入を両委員会に、農林委員会と運輸委員会とにすべきではないかという動議が出ております。これについて御意見を聞かして頂きたいと思ひます。

○安井謙君 今小笠原君から突然動議が出ましたが、今日は大体警察法をどうするかということが第一の眼目の案でなければならぬと思ふのです。これに対する委員長の御取計を先ず、それから今の御提案についてはこれは御批判としてはいろいろ／＼なことがあると思ひます。飽くまで我が党としては自由討論になつております。この委員会だけでこの問題だけを特に取上げて形の上にもめることには反対なんでありま。

○鈴木直人君 只今小笠原君から出されました二つの法案に対するところの態度といたしましては、実は緑風会においてはまだ總會等にかけて審議しておりません。個人的にはいろいろ見解がございしますが、従ひまして私としては緑風会としてまだまづおらない問題について、この際他の委員会に地方行政委員会として正式に決定したいと思ひます。

○吉川末次郎君 私は小笠原委員の言われたことに大変賛成なんです。その問題については、大体その法案の不可なることにつきましても、新聞紙その他の世間の輿論が大体において一致しておるかと思はれるのであります。議員提出法案にしろくなくないという例として、その典型的なものとしてそれが取上げられ、又先に私たちも賛成しなかつたのであります。反対いたしましたのであります。あ

利根川開港法案及び畜犬法案及びモーターボート法案等と相並んで、最近の毎日新聞の社説に国会がみづから墓穴を掘るものであるという社説まで掲げてこれを非難いたしておるのであります。あの書かれております論旨をいたしましては、私個人としては全く賛成であります。最近にもアメリカでありましたか、どこかの外国の例が挙げてあつた記事を見たのであります。それが何の雜誌であつたか、書物であつたかよくと私失念いたしました。諸君におきましても賭博的な法案を地方行政の悪ボスを中心になつて、そして一部の特権屋や、業者と結託していろ／＼なそういうギャンブルを公認するような、或いは富貴、ロツタリをば奨励するような案をば随分出して来るものであると、そうしてそのときの理由として挙げることは、常に財政に貢献するといふことを、これらの悪性の政治家や、ボスが絶えずその場合に言い添えておるといふ記事を見ました。私は全くその通りではないかと、実は失礼ながら考へておるものでございまして、かくのごとき不埒なところの背德的な法案を、地方財政をば強化するとか或いはその他の理由によりまして、この地方行政のことは決定いたします地方行政委員会が、その態度を決定する、即ちそれをいけなないといふことを断言言えないやうなことで、私はこの毎日新聞の社説ではございせんが、みづから墓穴を掘るものであつて、地方行政委員会が又みづから墓穴を掘るものであると考へるもの

でありまして、かくのごときは何ら疑問することなく、断固としてそうしたことを選択いたしました、地方行政委員会を代表する岡本委員長の名において強硬に目下審議しておりますところの両委員会に対して申入れることは、この際適切妥当なことであると考えるのであります。どうぞそのように御処置を願いたいと思います。

○小笠原三男君 手続上そういうことはいかん、それから各会派に諮つておらないので意思表示はできないというやうなことで、この問題は先ず見合せるということであるならば、私は必ずしもその意見には反対しません。併し前回以来の私は慣例によつて申上げておるので、私はそういうことがわからないのでこの話を持出しておるのでは絶対にならないのであります。即ち道路運送法案並びにその施行法案に対する態度を決定するという場合には、具体的にこの事務配分はこうやれという具体的な案まで出して要望することに自由党初め皆さんの御賛成があつたのであります。そのときにおいて私はそういう方向に行くということについて、考慮してもらうという要望はいいけれども、具体的内容を以て要望する限りにおいては、それはそれ／＼の会派の態度があるのであるから、これは十分慎重に審議して、そうしてこの委員会としても具体案については結論を出して要望すべきものである、こういうお話をしましたところが、いや、それはそちらのほうの委員会が責任を以てきめてくれることであつて、その方向にあるという趣意において要望するということについては、これは全会一致で行くやうではないか、こういう話で、私

も皆さんがそういう納得でおられるならばよろしいでしょうということで私の意見は取下げた。然るに只今は自由党においても、自由党は結論を出しておらん、或いは縁風会も又会として相談してないからこの意思表示には参画できないということならば、あの当時においてどういう立場で参画されたのであるか私は聞き直したい。私は十分そういう責任の範囲と権利という点がどこにあるかということを承知の上で、少くとも地方行政、地方財政を所管する委員側の態度としてはこういう方向の態度であるのだから、十分慎重に審査して欲しいと、こう要望をしたというところが、それ／＼個人の意思において不満があるうと岡本委員長の名を以てそういう要望をするというようなことは、私は殊更に反対だとまで言う筋合いのものじゃないのじやないか。それ／＼の立場に立つて反対なり賛成であるかた／＼は、それは採決の場合に本会議その他においてはつきり御自分の意思を表示されればいいことであつて、この委員会という一つの機関の考え方は、こういう方向にあるのだということについて要望し、申入れるということとは前例もあることであるから、私はこういふ意見を申上げておるようなわけであります。十分舌足らずで御納得行かない点があつたかも知れませんが、何ら個人の自由意思を拘束する意味合いを以て私は申上げておるのではないということを御了解願いたいと思うのであります。

○岩木哲夫君　これは私は今小笠原君の意見を聞いておりますと、地方行政委員会がこの法案に反対であるから、慎重審議してくれということでないよ

うに考えるのであります。この法案は地方行政委員会としても非常に重要視しておるから、慎重審議を願いたいということであるならば、今鈴木さんや安井さんのおつしやつたような工合に、会派討議がまだきまらんけれども、いずれもこの法案は、重要視しているということは、これは共通している問題である、論議もあらうと思うのであります。我々もこの法案については、まだ態度をきめておらないし、この法案と持つてゐるわけであります。従つて地方行政委員会が今この法案を反対という意思表示を以て慎重審議をしてくれという表現のし方及び地方行政委員会がこの法案を反対であるという前提を連ねて、そうして慎重審議をしてくれという申出じやなくして、この法案は地方行政委員会において重要視しているから、慎重審議をしてくれということの申入は何ら差支えないと私は考えますから、小笠原君の御意見を一つお諮り願つたらどうかと思ひますが、どうでしょう。

○小笠原二三男君　私の提案の趣旨が誤解されておりますから申し上げますが、地方行政委員会としては、地方行政委員会の立場においては、地方財政に貢献するというこの種の賄拂行為を伴うという法案には、にわかと同じがたいという観点は、だから慎重に審査して欲しいということなのであります。ただまあ十分に考えて欲しいということではないのであります。同じがたい、反対だというのは強硬だということな意図ですから、私はにわかと同じがたいものがある、従つて慎重に審査して欲しい、こう言つて欲しい、こ

ういうのであります。従来のそれも全部そうでありまして、態度をはつきり要望しておるのであつて、この際態度をはつきりできんということであるならば、私は先ほど申し上げましたように、地方行政委員会の立場として、こういう問題に対してはつきりした態度を得るような、結論を得るような意見の交換が願わしいということを申し上げたのであります。先ほどからのお話でありますという、非常に重大な、重要な法案であるというのでありますから、この際そういう点についてデイスカッションする点は、我々大いに望むところであります。各会派へ帰つて態度を決定して、地方行政委員会の態度を決定する。これも又私賛成するところであります。是非一ついふなり、あいまいにせずして、一つの方針というものを、今までとり來つた私たちの行動の上からいつて打立てて欲しい、そして要望して欲しい、こういうわけなのであります。

○委員長 岡本愛祐君） ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長 岡本愛祐君） 速記を始めて下さい。

○岩本哲夫君） 私は先ほど申し上げた趣旨は、当委員会においては非常にこれを重視しているから慎重審議をしてくれという趣旨に解釈しておつたところ、今小笠原君の重ねての御発言の内容を承わりますと、にわかに同意しがたい、にわかに同意しがたいということとを裏返して見ますと、弱い反対の意思を表示しておる。それからもう一つは、もつと審議を続行した結果においてでないというとかからんという意

味合いが含まれておると思う。そこで、  
そうした意思をまだ当委員会において  
所屬の各会派の皆さんがそれらの方勢  
を決定するには、先ほど安井君も鈴木  
さんもおつしやつたような工合に、そ  
れぞれの会派でまだこれが結論が出て  
ないと思ひますから、小笠原君の御  
趣旨はよくわかりますが、氣持の上に  
おいては私は今小笠原君の提案の趣旨  
に一致するわけであります。今の場  
においてきめるということとは多少私  
はどうかと思ひますから、私は前段に警  
成的な意見を申し上げたことは、今申  
上げたことに訂正いたします。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止め  
て。

午後四時一分速記中止

午後四時二十二分速記開始

○委員長(岡本愛祐君) それでは速記  
を始め。先ほど小笠原委員から御動  
議が出ましたモーターボート競走法案  
並びに畜大競技法案につきましての御  
動議は、いろいろ速記をとめておる間  
に御論議がありました。小笠原委員  
が動議を一旦取下げるとのお話でござ  
いますので、それではその問題はこ  
れで打切りにいたします。

次に警察法の一部を改正する法律案  
の審議をいたします。

○吉川末次郎君 私は先にこの法案に  
つきまして国警本部に対しまして、名  
称の問題につきまして文書を以て質問  
を申入れまして、まだそれに対する答  
弁と申しますか、答を受取つておりま  
せんので、この際文書による答弁書が  
できておりますならばお渡しを願ひた  
い。

○委員長(岡本愛祐君) これですね。



合せをしておつたのであります。ところが社会党のほうから討論採決は明日にしてみたい、いろいろの党内の御事情もあらうのでありますから、それで各理事もそれじやそれでよからうが、討論採決は午前中に終るようにはしてもらいたいと御発言が各位からありました。併しそれに対して吉川委員、小笠原委員から、それはさういふふうにしたつもりだが、今吉川委員のおつしやつたように、午前中に終る心組でやるというふうにお話で、まあそれはそれでよからう、大した違ひはないのだからよからう、こういうことでお打合せしたのであります。右のように御了承を願いたいと思ひます。如何でしょうか。

○高橋進太郎君 私は確認したいのですが、要するに午前中に終る気持という、その気持の問題ですが、どうも小笠原さんのお話と、吉川さんのお話で多少違ひますが、要するに午前中に終るというのには、まあ仮に十二時半が一時近くになつてもこれは常識的に午前中と、こう思うのですが、これはもう午前中から討論が始まるということですから、午前中に終る心組というのには、要するに常識的な意味において大体午前中に終る、従つて十二時というところでなくとも、まあ少くとも一時ちよつと前と、こういうふうな解釈にしているのですか。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止め(速記中止)  
○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め。それでは先ほど私から申し上げましたように御了承のこととしてよろしゅうございませうか。

【異議なしと呼ぶ者あり】  
○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それじやさういふふうに取り扱ひます。

なお先ほど岩木委員から御動議が出ておりますが、御意見が出ておりますが、質疑のあるかたは今日質疑を盡して頂きたいと存じます。今日で質疑を打切るといふ意味じやありませんけれども、成るべく今日質疑を盡しておいて頂きたい。

○吉川末次郎君 先ほど配付された文書を、歸りまして点検いたしました、私はまだ質疑しなければならぬやうなことがあるかも知れませんから、本日は質疑を打ち切らないというお話でありましたから、どうぞそのようにお運びを願ひたいと思ひます。

○小笠原三三男君 それでは何も言わんで散会ということでは、大変お出になつておるかに失礼でありますから、質問いたしますが、その定員の問題でございますが、国警の従来定員があつたのに、五千名だけの警察官が定員外となつて確保せられる。それから自治体警察が廃止せられて吸収される部分があるとしてある。このことは法律上から申しますと、国家地方警察には定員というものがなくなつたのだと考えていいものでございませうか。その間の事情をお聞きしたいし、あるとするならば、定員というものは三本建であるということになるのでありませうか。その場合に従来のも

の、それから五千名という部分はわかるが、不明確なる吸収された警察官の定員ということがきまらないこととは、これは法律上どういふことになるのでありませうか、その点を伺ひたい。

○国務大臣(大橋武夫君) 特に待つておりましたことにつきまして御厚意によりまして御質問を頂いたわけでございますが、御質問になりました国警の定員はどういふふうな考え方になるかという点でございますが、先ず第一に、従来の法律にありまする三万人という定員は、これは確定の定員でございます。これは引続きあるわけでございします。そのほかになお附加定員と申しますか、附加せられる定員がございします。それは即ち廃止せられた自治体警察が廃止の日に持つておりました警察官の数でございます。警察職員の数でございます。これはその数がそのまま附加された定員といたしまして、将来に直つて特に変更のない限りは定員として持統されるのであります。そのほかには定員外があるわけでございまして、定員外として学校へ行つております実際の人員のうちで五千人以上が定員外になる、こういう考え方でございます。

○小笠原三三男君 ですからそれはわかるのですが、定員外ということでは、法律上定員外の定員ということでは、うか、それはどういふことになるわけなんですか。他の国家公務員なりでは、定員法その他で相当きまつておるにもかわらず、さういふ法律指定が實際自治体警察から吸収される部分には明確になつておらんのでありますから……。

○国務大臣(大橋武夫君) 定員法によりまする定員というものは、今後三万人に、自治体が廃止された当時の實際の人員を合算した定員が定員法の定員となるわけでございまして、そのほか

に五千人以上が定員外として認められる、こういうことでございします。

○小笠原三三男君 どうもはつきりわかつたやうでわからないのですが、私は法務総裁のおつしやる事実については、法律上さう書いてあるからその通りだろうと思ひますが、取扱として警察官には定員法は特にないようでありませうけれども、少くとも他の一般国家公務員については定員法等があつて取扱うわけですか。然るにそのプラス・エックスになる、次々と確定しない数字があつて、それらのものも定員であるといふのであるか。それは定員外の別枠のものであつて、国家地方警察の定員というものはないといふのであるか。私は法律上の解釈を明確にしておきたいと思ひます。お聞きしておるわけであります。もう事実の認定については十分わかつております。

○政府委員(加藤三三男君) 只今のお尋ねの点でございますが、警察官も一般職の国家公務員として行政機関職員定員法の定員の中に入るわけであります。それで三万人と一般職員の分は職員定員法の第一条に数がはつきり出るわけですが、そのほかには廃止いたします町村の警察吏員の数を附加いたしますのは、職員定員法の第二条の第六項といたしまして、その数はその都府政令できめて行く、行政機関職員定員法に基く政令でさうきめて行く。それから学校に在籍いたします分の五千人は、定員法上三万人のはかの定員外としておく。いずれもこれは行政機関職員定員法の定員になるわけでございします。三万人という数に對しましては定員外に通じましていづれも行政機関職員定

員法中に定員として規定せられるといふことになりませう。

○小笠原三三男君 さうしますと、さういふ法律上はつきりした定員というものはあるが、実数は今後においては常に不明確であるといふことになるわけですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 実数はそのとき々々明確になるわけですが、○小笠原三三男君 そのとき々々で明確になつて、常に異動する、こういうことですか。

○政府委員(加藤三三男君) 併しこれは本年の十月一日に一度はつきりいたしました。それから後は毎年四月一日にはつきりいたしました、その年内に異動はないのであります。定員は、毎年四月一日に行われるから従つて年の中に変つて行くといふことはございませう。

○小笠原三三男君 それからこれは細いことですが、自治体警察の管内には、国家地方警察である場合よりも實際には警察官が多いわけですが、そこでさういふものが吸収されて行くということになつた場合には、国家地方警察が希望している数よりは、いわゆるそのときの定員よりは多くなつて行くという結果になると思ひますが、無論これは二万人を要望しておられる立場からいへばちよつと多くはならぬのでありますが、さういふ意味合いで以て現行のあり方からいへば多くなつて行くといふふうになると思ひますが、それらはどういふ方面にお使いになるようにお考えになつておられるかお伺ひします。それらは、早く申しますと学校関

係に入つたものが定員外になつて、現場がそれだけ補充せらるるという形と同様な性格で補充されて行くのであるかということなんです。

○政府委員(齋藤昇君) 町村警察が廃止になりました場合に、その定員が国家地方警察の定員になります。その場合に従来の町村警察に配置されておつたと同じだけの定員をその町村に配置して行くことの必要はなからうという御趣旨だらうと存じます。然らばその幾らか残つた警察官をどういうふうに使ふかということをお尋ねであらうと思ひます。只今といたしましては、御質問にありましたように当初二万人を要求をしておりましたような次第でありましたので、これが全部参りまして一万人九千人弱、併しきようなことは考えられませんが、半分参りましたといひましたし、一万人、これもさうに考へてよろしいかどうか、私はさうに考へられないのじやないかと考へておる次第であります。その場合に町村に依然として配置をしておきますものは、少くとも五、六割は配置をしなければならぬかと考へます。四割くらいは或いは他の方面に廻し得るであらうと考へますが、これらは今警察の不足をいたしております方面に廻して行きたいと思ひます。併しながらこの数は全然予想ができませんので、十人の場合と百人の場合、或いは千人の場合といふように相成りますと、今的確にどのほうに何名を廻すとかということとはちよつと申上げかねるような次第でございます。

○小笠原三男君 私くだいようですが、若しほけておつたら御免こうむりますが、今の具体的な対策として

は、五千人の範囲内で学校に入つておられるかたがある、その分現場は留守になると思ひます。それを新規採用で五千名埋めるのであるか。具体的には、先ず第一着手としては自治体警察が廃止せられて来る部分を以てそれを補充する、五千名の中で補充をして行くという形をとり、又新規の増員をするというふうなことも並行して考へられるかも知れませんが、そういう形に使われるのであるかどうかという点をお伺いしておるわけです。

○国務大臣(大橋武夫君) 只今小笠原委員の御質問は、学校に行つておるためにその職場が空いておる。そこに対する補充は新規の五千名からするか、それとも自治体警察で余つた人を持つて行くか、こういう御質問のうちに伺ひましたが、この点は、新規の募集につきましては、これを警察官といひましたし、勤務せしめるまでの間教育のため期間約六カ月を要するわけでございます。八月以後に新規の募集をいたしますと、明年に相成りませんというところを直ちに使用するような時期になりません。従ひまして必要に応じて急ぎますような場合には、自治体警察からかわつて参りました者の中で、多少人員にゆとりを生じました場合には、便宜その者をその勤務に転ずるということも十分にあり得ることと存じます。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか。……一点聞いておきますが、昨日東京都の保谷町の自治体警察を委員で視察をいたしました。そのときに、保谷町の公安委員のかたが申しておつたのでありますが、若しこの自治体警察を住民投票によつて廃止

をして、国家地方警察のほうで警察を維持して頂くことになる、今交番が六カ所とかに要所々々にありまして、町で必要と認める所にあるのだけれども、国家警察のほうでは、自分の都合でいろいろ変えたり、或いは置かれなかつたりするので、その点が甚だ遺憾であり、又不安だ、町民のためにそれは非常に困るというので、廃止を希望しないというお話が出ておつたのであります。そういう点はどうなりますか。これはただ単に保谷町だけではなく、自治体警察を廃止した場合に起る問題であります。

○政府委員(齋藤昇君) 現在の国家地方警察の区域内におきましても、交番或いは駐在所といふものはできるだけ当該町村の要望に副うように定員の許す限りいたしておるのであります。殊に只今の御質問のごとき場合におきましては、十分そういう点を考慮に入れなければならぬと考へております。現在自治体警察の中で置かれております交番は、恐らく非常な必要の面から置かれておると考へますので、私は交番を減少するとかいうような考へは持つておりません。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに御質問ございせんか。……それでは今日はこれで散会いたします。  
午後五時四分散会  
出席者は左の通り  
委員長 岡本 愛祐君  
理事 堀 末治君  
吉川 末次郎君  
竹中 七郎君  
委員 石村 幸作君

岩沢 忠恭君  
高橋 進太郎君  
安井 謙君  
小笠原 三男君  
相馬 助治君  
西郷 吉之助君  
鈴木 直人君  
岩木 哲夫君  
石川 清一君  
大橋 武夫君  
政府委員 齋藤 昇君  
国家地方警察 本部総務部長 加藤 陽三君  
国家地方警察 本部総務部長 加藤 陽三君  
常任委員 福永 興一郎君  
常任委員 会専門員 武井 群嗣君  
会専門員

国務大臣 法務総裁  
政府委員 国家地方警察 本部総務部長 加藤 陽三君  
常任委員 福永 興一郎君  
常任委員 会専門員 武井 群嗣君  
会専門員

昭和二十六年六月十五日印刷

昭和二十六年六月十六日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所